

【 報告書（案）に関する意見 】

平成27年12月25日
委員 山本健司

第1「第1」部分

<意見>

第3段落の「経済活動が円滑に進み、『国民経済の健全な発展に寄与する』（法第1条）ように留意する必要がある。」という部分を下記のように修正することを提案する。

【修正後】

「経済活動が円滑に進むように留意する必要がある。すなわち、『消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与する』（法第1条）ようにする必要がある。」

<理由>

消費者契約法第1条は、「この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、・・・できることとすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする』と規定している。「法第1条」を引用するのであれば、「国民経済の健全な発展に寄与する」という部分のみを引用するのではなく、「消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と」という部分も付記し、もって第1条の趣旨や同条における上記引用部分の位置づけを明確にすべきである。

第2「第3，3（1）」部分

<意見>

末尾に「また、電話勧誘に限定しない「執拗な勧誘」を困惑類型に追加することの是非は、引き続き検討を行うべき問題である。」という1文を付記することを提案する。

<理由>

電話勧誘以外の手法による執拗な勧誘に関する問題はまだ議論途中であり、引き続き検討を要する問題であると考えます。

第3「第3，3（2）」部分

<意見>

「何が取消事由となるかについて事業者の予見可能性を確保する必要もあり、現行法上取消事由とされている不退去・監禁（法第4条第3項）に加えて、取消事由となる事業者の行為を明確に定めることが求められる。困惑類型の新たな規律として、如何なる状況下において消費者に取消権を認め救済を図るべきか、問題となる事例に類型的に見られる行為態様を抽出することが必要と考えられる。」をいう部分を下記のように修正することを提案する。

【修正後】

「何が取消事由となるかについて事業者の予見可能性を確保する必要もある。そこで、現行法上取消事由とされている不退去・監禁（法第4条第3項）に加えて、取消事由となる事業者の威迫行為の内容を明確にすることが求められる。困惑類型の新たな規律として、如何なる状況下において消費者に取消権を認め救済を図るべきか、問題となる事例に類型的に見られる威迫行為の態様を抽出することが必要と考えられる。」

<理由>

原案では「威迫」以外の字句での立法が前提とされているかのようなようであるが、この点については、少なくとも結論未了のはずである。

むしろ、「威迫」という字句が多く法令（少なくとも41法令）で現に使用されていること、厳格な明確性を求められる刑罰規定でも多く用いられている字句であること、特商法や割販法では「不実告知による誤認」「威迫による困惑」が並列関係で規定されていること等を考えると、『威迫』は概念として曖昧・不明確という主張に合理性は無い。「威迫による困惑」を困惑取消類型の1つとして追加すべきである。適用範囲の明確化をより高めるという目的や観点は、「威迫」に該当する問題行為の一部を法文で例示するという方法や、逐条解説で問題行為を列挙するといった方法でも出来ることであり、また、それらの方法によって対応すべき問題である。

第4「第3，9」部分

<意見>

末尾の「周知することが期待される。」という部分は「周知する必要がある。」といった表記とすることを提案する。

<理由>

行為主体が他庁であることに配慮した表現であろうことは理解するが、単なる期待ということでは表現として弱すぎると考える。

第5「第3，10」部分

<意見>

最終段落の「検討作業を行うことが期待される。」「取り組むことが期待される。」という部分は「検討作業を行う必要がある。」「取り組む必要がある。」といった表記とすることを提案する。

<理由>

「第4」部分の理由と同じである。

以上